

——交通事故・故障の際は！——

- ① 負傷者の救護を最優先！
応急救護処置をして、119番通報をする
周囲の人にも助けを求める

- ② 続発事故の防止
事故・故障車両が交通の妨げになったり、後続車の衝突による二次事故の恐れがあるときには、安全な場所に車を移動させる。

移動できない場合は、停止表示器材で後続車に危険を知らせる。
高速道路では発炎筒を使用する！

- ③ 110番で警察を呼ぶ
小さな物損事故でも、必ず警察に連絡して、指示を受ける。警察官に報告しないと、事故証明を発行してもらえません。

- ④ 会社に連絡
本社総務部——電話：（ ） - _____
時間外なら下記、携帯電話に連絡。
電話：（ ） - _____

レッカー車が必用な場合は、下記保険会社窓口に

〇〇損害保険サービス （ ） - _____
保険証書番号 No. _____
特約の内容——事故・故障時諸費用補償特約